

公益信託 前田増三記念奨学基金

2024 年度 奨学生募集要項

<p>1. 奨学生の資格</p> <p>*右記の事項すべてに該当する者</p>	<p>(1) 日本人及び法令により永住権を有する外国人以外で、留学を目的として入国を許可され、大学院(修士課程一年次)に正規生として在学中で、人文及び社会に関する諸分野を研究中的者</p> <p>(2) 学業、人物ともに優秀であり、かつ健康である者</p> <p>(3) 日本語による意思伝達に堪能である者</p> <p>(4) 学資の支弁が困難な者(月額10万円以上の奨学金を受けていない者)</p> <p>(5) わが国との相互理解と友好親善に関心を持ち、貢献を期する者</p> <p>(6) 年令30才未満の者(2024年3月31日現在)</p> <p>(7) 受託者の規程に該当する反社会的勢力に関わらない者</p>
<p>2. 奨学金の額</p>	<p>月額 50,000円を給与 (返済の必要はありません)</p>
<p>3. 給付時期・方法</p>	<p>(1) 給付時期: 毎年度6,9,12及び3の各月を給付月とし、給付月までの3ヶ月分に相当する金額を給付します。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の4月以降未給付の給付月分を、8月に3ヶ月分を給付します。</p> <p>(2) 給付方法: 奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。</p>
<p>4. 給付期間</p>	<p>(1) 奨学生が在籍する大学院修士課程の正規の最短修業期間とし、中途より給付の場合はその残りの修業期間を限度とします。</p> <p>(2) 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席などしたとき、あるいは学業、生活態度などの状況により指導上必要があると認めるとき、さらに病気などのために修業の見込みがなくなった時は、その状況に応じ、奨学金の支給を休止、停止または廃止します。この場合、受領済の奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額をすみやかにこの公益信託の受託者に返還することとなります。</p>
<p>5. 選出奨学生数(予定)</p>	<p>2名(ただし各大学からの推薦は1名とします)</p>
<p>6. 申請手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類及び申請: 奨学生申請者は所属大学の学長(または大学院研究科長)及び指導教員の推薦を受けて、次の書類を整え所属大学の担当部署を経由して提出することとし、本奨学基金の受託者に申請して下さい。(なお、応募書類は返却致しませんのでご了承ください) ①奨学生申請書、②申請書別添(研究テーマ・研究計画、将来の抱負)、③大学院研究科在学証明書、④大学学部成績証明書(Official Transcript)、⑤奨学生推薦書(指導教員の推薦書及び学長(または大学院研究科長)の推薦書) ・ 応募期間: ・ 申請書類の提出先: 留学生課に2024年5月13日(月)までに提出
<p>7. 奨学生の選考・決定及び通知</p>	<p>(1) 選考方法: 当基金運営委員会において、各大学より推薦された申請者の申請書類(前記6に記載)により審査選考を行い、この選考結果に基づき奨学生を決定します。</p> <p>(2) 決定通知: 各大学の奨学金担当部署経由で通知します。併せて、奨学金の決定者には本奨学基金例会(2024年7月下旬予定)へ出席願います。</p>
<p>8. 生活状況報告書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎学年度終了後、4月10日までに「生活状況報告書」および大学発行の「成績証明書」をこの公益信託の受託者に提出してください。

※学校推薦者には後日、推薦書をご提出いただきます。

【提出先】 留学生課 留学生生活係

TEL: 042-330-5185 Email: ryugakusei-seikatsu@tufs.ac.jp

受付時間 平日 9:00~16:30 (土日祝日等を除く)

※奨学金決定者は、2024年度第1回例会 7月26日(金) 11:00~への出席が必須です。